

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を  
改正する政令（案）」に対する意見募集について  
(国内希少野生動植物種の追加等)

## 1 意見募集の状況

## (1) 意見提出者数

意見提出方法	数
FAX	0 通
郵送	1 通
電子メール	16 通
計	17 通

## (2) 整理した意見の総数（※下記の他、本件に関係ないもの 2件あり）

- ・今回の改正政令案に係る意見 8件
- ・その他の意見 13件

## 2 意見等の概要と意見に対する考え方について

意見概要	件数	理由概要	頂いた意見に対する考え方
<b>【改正政令案に係る意見】</b>			
1 (タンゴスジシマドジョウについて) 国内希少野生動植物種とする根拠となる調査研究不足のため、指定候補とする意義が疑われる。	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「河川の本流の中流域の限られた範囲に生息しており、支流での生息は確認されていない。」と記載されているが、意見提出者が支流にも生息することを確認している (画像添付)。</li> <li>・本種はニシシマドジョウに紛れるように生息しており、1地点につき数個体程度のシマドジョウ属の採集では生息地を見落とす恐れがある。</li> </ul>	本種の国内希少野生動植物への指定は、過去の調査研究や当省にて実施した現地調査の結果をもとに実施しております。現地調査の際は生息の可能性のある複数地点において魚類が概ね捕獲できなくなる程度の調査を行い、本種は個体数及び生息範囲が非常に限られることが明らかになったため指定するものです。ご理解いただきますようお願いいたします。
2 オガサワラヌマエビを種の保存法に入れ	1	・現状過度の採集圧がかかっているとは到底思	本種は非常に限られた地域にのみ分布しており、河川の分

	<p>るのは早計である。将来商業的な乱獲を心配し、予防的に指定したいのであれば特定第二種が妥当である。</p>		<p>えない。 ・人々から採集・飼育の経験を奪う形になる。採集や飼育により、生態を間近で観察する等の、生態系サービスの恩恵を受ける機会を人々から奪う。</p>	<p>断化や外来種等複数の要因により生息が脅かされていることから、国内希少野生動植物への指定をするものです。</p>
3	<p>(主に小型コウモリ2種について) 指定前に分布や生態などの基礎調査などは行われたのか。また、指定後の定期的および継続したモニタリング調査などは行う予定はあるのか。</p>	1	<p>当該2種は、少なくとも沖縄本島において現在までまとまった調査研究というものはない。指定前に一定程度の基礎調査を行う必要がある。また、指定後に継続して定期的なモニタリング調査を行わないと、悪影響があった際に保全が手遅れにならないか危惧する。</p>	<p>当該2種の指定にあたっては、複数の学識経験者からの情報収集を行い、既存の調査の実施状況の把握に努めました。 当該2種の生息状況に関しては依然として不明な点がありますが、分布域が限られ生息確認事例が少ないことや開発等の種の存続を脅かす要因があることを踏まえ、国内希少野生動植物種に指定するものです。今後も必要に応じ調査や情報収集を実施してまいります。</p>
4	<p>なぜ、ほぼ基礎情報が無いリュウキュウテングコウモリが指定されるのか。指定されるなら指定後のモニタリング調査をお願いしたい。</p>	1	<p>・本種はほぼ基礎情報がないのが現状で、一見個体数が非常に少なく生息域が限定されているようにみえる。しかし、調査がされていない現状では、それが調査不足のためなのか、個体数が少ないためなのか判断できない。 ・指定後も相変わらず現状が解らないのでは指定した意味もなく、有効</p>	<p>本種はまれにしか確認されず、詳細な個体数把握が難しい種ですが、分布域が限られており開発等の種の存続を脅かす要因もあることから国内希少野生動植物種に指定するものです。今後も必要に応じ調査や情報収集を実施してまいります。</p>

			な保全もできないため。	
5	(クロコシジロウミツバメについて) 本種の指定は適当。今後、国の指導により、本種の保全が積極的になされていくことを期待	1	主要な繁殖地で近年激減しているため。	今後、当該種の保全を推進してまいります。
6	(ムラサキカラマツについて) 種子の採種等の禁止をやめてほしい	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山野草栽培の趣味家の間では種子の交換を行っている。</li> <li>・栽培品由来の種子の流通は園芸採取を抑制することにも繋がると期待。</li> <li>・規制を受けると種子が配付できなくなるため。</li> </ul>	種子の採取規制の対象となった種については野生の個体からの種子の採取は禁止されますが、人の栽培下において繁殖させた個体からの種子の採取は規制の対象外となります。ムラサキカラマツは特定第一種国内希少野生動植物種に指定されるため法第十二条第二項により個体等（種子を含む）の譲渡は規制されません。ただし、事業として行う者は法第三十条第一項に基づく特定国内種事業者の届出をした上で第三十一条第二項に基づく台帳を記録し、同条第三項に基づく届出番号等の表示をしなければならないことにご留意ください。
7	現在指定されている国内希少動植物種の特定第一種国内希少動植物種への見直しを積極的にしていただきたい。	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在指定されている国内希少動植物種の中には組織培養等の方法により繁殖可能な種があるため。</li> <li>・購入で手に入らない種には野外に生育する個体が採取される恐れがあるため。</li> </ul>	国内希少野生動植物種の選定又は解除に関する提案の募集を1月10日に開始しましたので、適宜ご活用いただければ幸いです。

8	鳥類の一種を希少種に指定していただきたい。 ※具体的種名は伏せております。	1	・生息調査を実施してきたが、工事による影響が大きいと考えられることから、本種を希少種に指定し、人為的影響を極力減らすことが求められる。	国内希少野生動植物種の選定又は解除に関する提案の募集を1月10日に開始しましたので、適宜ご活用いただければ幸いです。
【その他の意見】				
1	コシノハゼについては早急に保護区を設けるなどして生息地の保全を行うべき	1	—	ご意見は、今後の保全対策検討の参考とさせていただきます。
2	特定第一種国内希少野生動植物種に該当せず、生息環境の悪化や分布域の縮小が確認または推定される種に関しては、原則として全種を生息地等保護区または保護増殖事業の対象とすべき。	1	・国内希少野生動植物種への指定だけでは、採集圧で減少した種を保全することは出来ても、その他の要因で減少している種に関しては根本的解決に結びつかないため。	ご意見は、今後の保全対策検討の参考とさせていただきます。
3	指定種数増を目的化するよりも、「種の保存」を円滑に行うための手続きの簡略化や、高い保護増殖技術を持つ民間企業や個人の協力を仰げるような法整備を進めるべき。	1	・生息域外保全や保護増殖技術の研究を担う、動植物園や研究機関の予算および人員規模が限られている状況があるため。 ・単に指定種を増やすだけでは、規制により対策等がしにくくなるため、何の対策も講じられぬまま絶滅する種が増える懸念がある。	種の保存法では、法第四十六条第二項による確認や同条第三項による認定により、地方公共団体や、国及び地方公共団体以外の者でも保護増殖事業を実施することができることとなっております。 また、平成29年度の法改正により、希少種の保護増殖という点で適切な施設および能力を有する動植物園等を認定する制度を創設いたしました。 認定された動植物園の間では、希少種の移動に関する手

				続きが緩和されます。
4	国内希少野生動植物種に指定したい候補種を予め公表し、保護増殖や飼育を確立出来ている企業や個人があれば申し出てもらい、場合によっては指定を見送ったり、特定種指定したりする方法が考えられる。	1	・特に個人で累代飼育されている希少種は、指定によって分譲も不可能となり、増殖技術ごと消失してしまう結末も考えられるため。	指定前の駆け込み捕獲・採取のおそれがあるため、国内希少野生動植物種の候補種のお知らせはしていません。
5	保護増殖技術と飼育個体群を確立済と確認できた個人を、特定国内種事業者として登録し、分与のみ許可し、毎年増殖個体数と分与個体数の提出を義務化する等の方策も検討すべき。	1	・特に個人で累代飼育されている希少種は、指定によって分譲も不可能となり、増殖技術ごと消失してしまう結末も考えられるため。	法第三十条に基づく特定第一種国内希少野生動植物種の譲渡し等を伴う事業者の届出は、個人からも可能です。
6	オークションで野生動植物種を取り扱える業者を登録制にするなど、不特定多数による小遣い稼ぎ的な出品ができないような法整備を進めるべき。	1	・インターネットオークション目的の乱獲が、採取により希少種を絶滅に近づける要因となっているため。	種の保存法に基づく国内希少野生動植物種は、法第十二条に基づく譲渡し、譲受け、引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」。）や、法第十七条に基づく販売又は頒布する目的での陳列や広告が規制されます。また、特定第一種国内希少野生動植物種については、譲渡し等の規制はありませんが、法第三十条第一項に基づく特定第一種国内希少野生動植物種の譲渡し等を伴う事業を行う者は、同条に基づく事

				業者の届出をした上で、法第三十一条第二項に基づく台帳を記録し、同条第三項に基づく届出番号等の表示をしなければならないこととなっております。以上はインターネットオークションを利用して事業を行う場合についても適用されます。
7	現行でこの度指定される動植物を飼養している例があって繁殖にも成功している例もある、そこで得られた知見を個体群など保全に必要な条件を満たした上で活用する意図はないのか、保全努力が足りないのでは？	1	・今回指定される動植物を飼養・繁殖している例がある。	ご意見は今後の参考とさせていただきます。
8	本件に係るパブリックコメントの実施時期について、公表が年末の仕事納め間際で、意見募集締め切りが新年の仕事開始直後なのは不適當。	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館などの多くの公的機関が開いていない時期であり、資料が集められない。</li> <li>・長期休暇の時期であるため研究者の多くは国内外のフィールドにおける長期調査を計画する時期です。そうでなくても家庭での用事に翻弄されている人が多いことが予想される。</li> <li>・そのような、意見を出すための資料をしらべまとめるににくいような時期に意見募集を行うこ</li> </ul>	指定前の捕獲・採取を可能な限り防ぐため、平成30年度希少野生動植物種専門家科学委員会の開催後最短の日程でのパブリックコメントとさせていただきました。短い期間の実施となり申し訳ございませんが、ご理解のほどよろしく申し上げます。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

			とは、「国民の皆様から広く御意見をお聞きする・・・」という趣旨に反するのでは。	
9	新聞報道で「2030年までに700種の希少種指定を目指している」とあるが、最初に種数を決めてしまうのはおかしいのではないか。	1	種数ありきで進めてしまうと、目標種数をクリアするために、指定する種の重要度、緊急度のばらつきが大きくなり、結果として指定する基準がぼやけてしまうのではないか。本当に緊急度の高い種だけを指定するようにし、逆に種数を限定することで、重要度を目立たせ保全に有効な手がとれるようになるのではないか。	平成29年度の種の保存法改正時の国会附帯決議により、当面、2030年度までに700種を指定することを目指し、候補種の選定について検討することが求められています。附帯決議において示された数字は施策進捗の目安となるものです。それぞれの種の指定は科学的知見を踏まえて適切に行ってまいります。
10	(クロコシジロウミツバメについて) 主要な繁殖地において、本種の個体群維持のために、クロコシジロウミツバメだけが造巣できる営巣環境を整備し、一定のつがい数の繁殖を安定的に確保することが必要。 ※具体的生息地名は伏せております。	1	主要な繁殖地においては、オオミズナギドリの高密度な繁殖が障害となっており、本種の個体群の回復については大変厳しい状況。	繁殖地の一部では、当省による繁殖状況調査及び土留柵、金網設置等の土壌流出防止事業を実施しているところであります。ご意見は、今後の保全対策検討の参考とさせていただきます。
11	(クロコシジロウミツバメについて) ある生息地について、国指定鳥獣保護区に指定するとともに、	1	・該当する生息地は、オオミズナギドリに破壊されておらず、本種が繁殖できる良い条件を整えている。	該当する生息地は、国立公園第一種特別地域と県指定鳥獣保護区特別保護地区に指定されており、保全が図られています。ご意見は、今後の保全

	<p>本種の生息数を把握し、その動向をモニタリングすることが個体群全体の保全に繋がるため、至急実行することを提案。</p> <p>※具体的生息地名は伏せております。</p>		<p>・本種の単数を把握するために相当な時間が必要。</p>	<p>施策の参考とさせていただきます。</p>
12	<p>シマハヤブサをレッドリストにおいてEXとすることについて再検討していただきたい。冬季に鳥島海域に生息するハヤブサの学術的位置を明らかにする必要があるため国として調査していただきたい。</p>	1	<p>・標本のDNA検査を実施していない場合には実施する必要がある。</p> <p>・冬期に鳥島海域に生息するハヤブサは本州のハヤブサと色彩が異なるほか、小笠原諸島又は伊豆諸島由来の個体群と推測されるが、正体が分かっておらず、未知の亜種かシマハヤブサである可能性を否定できない。</p>	<p>本種については、日本鳥学会の日本鳥類目録改訂第7版において絶滅と判断されたことを受けてレッドリストでも同様の見直しを行ったものです。</p>
13	<p>(ヒュウガホシクサについて)</p> <p>具体的な保護も考える必要があるのではないか。</p>	1	<p>・本種が自生する範囲は大変狭い範囲であり、一瞬にしてまた絶滅することも考えられないわけではない。</p>	<p>ご意見は、今後の保全対策検討の参考とさせていただきます。</p>